

令和 8 年 7 月 東御市教育委員会 定例会会議録

1 日 時

令和 8 年（2026 年）7 月 23 日（木）午後 9 時から午前 10 時 30 分まで

2 場 所

中央公民館 学習室 5

3 議 題

（１）協議（審議・検討）

議案第 42 号 就学援助費の支給認定について

議案第 43 号 部活動地域移行検討委員の選任について

（２）重点取り組み

ア 不登校対応について

イ いじめについて

（３）報告

ア 教育委員会

（ア）教育委員会評価の進捗状況について

イ 教育課

（ア）就学に際して特別な配慮が必要と思われる幼児の就学前相談について

（イ）夏期休業中の学校閉庁日の実施について

（ウ）令和 8 年度食育の推進について

ウ 保育課

（ア）公立保育所の副食費改定の検討状況について

（イ）お盆期間中の保育について

エ 文化・スポーツ振興課

（ア）令和 8 年度第 1 回東御市文化財保護審議会審議の開催について

オ 人権同和政策課

(7)「東御市の人権同和教育」(冊子)について

4 出席者

○教育長 山 口 千 春

○教育委員

教育長職務代理者 小 林 経 明

委員 五十嵐 英 美

委員 小林利佳

委員 富岡 志津子

委員 岡田佳澄

○その他

岩下教育次長、土屋教育課長、春原保育課長

小林学校教育係長、所学校施設係長、大塚保育係長、池田人権同和政策係長

塚田指導主事、宮下指導主事、岡澤指導主事、田中指指導主事

小暮文化振興係主査、岡村学校教育係主任

会議録

岩下教育次長

本日は、7月度定例教育委員会です。それでは、教育長から開会宣告をお願いします。

山口教育長

それでは、7月度定例教育委員会を始めます。

岩下教育次長

続きまして、教育長あいさつをお願いします。

山口教育長

本日はお集まりいただきありがとうございます。

6月19日に和小学校の音楽会がありました。どの学年も生き生きと精いっぱい発表していました。学年ごとの発表前の「歌や曲の紹介」の内容や仕方の工夫、歌や曲に合わせてちょっとした物の着用や演奏の仕方の工夫等、エンターテイメント色も感じました。見ごたえ・聞きごたえがあり、とても楽しむことができました。

「合奏は子どもたちが自分で楽器を選んでいることもあり、練習から一生懸命取り組んでいた」という星合校長先生のお話も聞いて、納得の合奏でした。6年生の合奏、合唱ともに最上級生らしい素晴らしい発表でした。特に合奏 Sing Sing Sing というジャズっぽい曲の演奏は圧巻で、指揮者の先生もリズム感よく、踊るような指揮で、それに乗って子どもたち一人一人が自信をもって演奏していました。

また、どの学年も特別支援学級に在籍する児童の支援として、特別支援学級の担任の先生や支援員の先生が、発表前後に声をかけたり、みんなと違う楽器をスーッと手渡したり、立ち位置の確認を一緒にしたりして、とても丁寧な支援をしていました。一人一人の児童の特性にあった発表の仕方を、本人や保護者と事前に何度も相談しながら、音楽会の日を迎えたのだなと思い、胸が熱くなりました。

サンテラスホールという素晴らしいステージでクラスメートと一緒に合唱したり、楽器を演奏したりする経験は、きっと子どもたちにも観ている保護者にも記憶に残るものだと感じます。「みんなでやり切った」という成就感が次の活動につながっていくことを願っていました。

International Week を今年度も実施しました。英語専科の北澤先生、3名のALTの先生方、北御牧小学校支援員の笠井先生の5人が、5小学校の6年生と英語でコミュニケーション活動をする企画です。普段の英語の授業の発展的な学習として、昨年度から始めた東御市独特の学びの一つです。

児童は5～6人の小グループになって、北澤先生とALTで作成したワークシートにある質問を5人の先生にして、答えを聞き取り、メモをします。同じ質問が先生から出されるので、自分のことを何とか英語を使って答えます。既習の英語表現を使って、初めて会う先生も含めてコミュニケーション活動をすることで、質問や答えの意味が分かり、場面設定がはっきりしているので、意欲的にこの活動に取り組む子どもたちが多いです。また、中学校のALTとは中学校の授業でまた教わることになるので、小中連携の授業としても大変意義が大きいと感じています。

学校職員の活性化をさらに進めています。昨年度、東御市学校職員会では、日常の授業改善に向けて、小中の先生が5～6人のグループになって日頃の授業を振り返ったり、自己課題や悩みを言い合ったり聞き合ったりする時間を新設しました。今年度も4月22日、2回目は明日7月24日、3回目は12月に同じメンバーで実施していく予定です。

また、今年度は、グループに分かれての活動のほかに、先生方からの要望もあり、「信州大学出前講座」を活用して、信州大学教職大学院教授 谷塚光典先生を招聘した講演会が予定されています。谷塚先生は教育学が専門で、教師教育、教員養成、eポートフォリオなどを研究されており、学校現場に入って実際にご指導されている先生です。「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善について具体的なご示唆がいただけると思います。

今まで形骸化されていた学校職員会が、教師の本務である授業について情報交換をしたり、外部講師を招いて研修できたりする機会になってきたことはとても有意義なことだと感じます。市教育委員会からの提案ではなく、校長会・教頭会から改善策が出され、先生方の要望から講演会も設定できたことはとてもうれしいことです。特性のある児童生徒も含め、児童生徒理解をしっかりと、「授業で勝負できる」、「子どもに委ねるところは委ねられる授業展開の構想・実践」ができる先生を目指して、日ごろの授業や各校のOJTも含めて、学校職員会での研修も充実してきたと思っています。

上記の学校職員会講演会以外にも、7月27日の人権同和教育研修会・フィールドワーク、地域研修会、7月31日の定住自立圏研修講演会、8月3日の朝鑑賞研修、パラスポーツ研修と、中身の濃い研修の機会を設けています。

また、令和6年度に復活させた教頭先生との面談を8月に実施します。文字通り「学校の要」として勤務されている先生方と、教頭職について、学校長になったらどんな学校にしたいか、その他悩みなどを、まずはじっくりと聞き、助言できることや参考になりそうなことをお話するつもりです。

(1) 協議（審議・検討）

山口教育長

議案第42号就学援助費の支給認定について、この内容は、個人情報を含むため秘密会としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは秘密会とします。

続きまして、議案第 43 号部活動地域移行検討委員の選任について、説明を求めます。

小林学校教育係長

令和 8 年度部活動地域移行検討委員会委員の案です。昨年度、市内事業者代表として商工会からの選出でしたが、検討委員会の中で、企業の中から代表者を出してほしいという意見がありましたので、今年度は、市内企業の代表者と工業振興会副理事長の 2 名が新しく選出されています。

山口教育長

この内容について、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

山口教育長

それでは、承認とします。

続きまして、(2) 重点取組みに移ります。ア 不登校対応について、説明を求めます。

塚田指導主事

ア 不登校対応について、説明します。(個人が特定される情報は非公開)

6 月の不登校等児童生徒報告があったのは、小学校 41 人、中学校 75 人です。そのうち、欠席日数が 10 日以内の児童は 21 人、生徒は 20 人でした。昨年度、集団不適応傾向が見られた児童生徒を中心に、各学校が丁寧に経過を追い、早期対応を心掛けていることが感じられます。文部科学省が長期欠席の目安としているのは、90 日以上欠席です。報告があった中で、昨年度 90 日以上欠席した児童は 4 人、生徒は 21 人でした。そのうち、11 人の生徒が、6 月末時点で欠席日数が 50 日を超えていました。このような不登校が長期化している生徒に対してどのように支援していくかが今後の課題となっています。

6 月全欠の児童は 0 人、生徒は 13 人で、4 月、5 月と登校に前向きだった生徒の「息切れ型不登校」が目立ちます。ただし、学校からのコメントを精査すると、外部機関の支援を求めたり、保護者と定期的に連携したり、SSR や東御市中間教室の利用など、次の一手を講じているケースも多くなってきています。

夏休み明けは、5月の連休明けと並び、「神経症型不登校（いわゆる「よい子の不登校」）」が出現する第二の山と言われています。思春期前半（小5～中2）に、集団に過剰適応してきた児童生徒の状況について注視するよう学校に働きかけています。また、不登校児童生徒の夏休み中の心理的環境について、校長会・教頭会でも周知し、各担任の先生が次の一手につなげる働きかけをしています。

不登校等児童生徒一人一人の状況は資料のとおりです。コメント欄の上段は学校で記載したコメント、下段は外部機関との連携状況、学校内外の居場所及び今後の支援の方向性等です。

五十嵐委員

夏休み中に不登校のお子さんに対して、その子に合った宿題の仕方を伝えたり、先生方やSSWの方が関わったりするということはあるですか。

塚田指導主事

校長会・教頭会で話した内容ですが、不登校のおさんは、夏休みのお盆前は精神的に楽になって前向きなことを言います。そこで保護者の方が喜びすぎて約束事になってしまうと、お盆を過ぎた頃におさんが苦しくなって、逆に悪化してしまいます。7月の支援会議では、このような話をできる限り保護者と共有してほしいという話をしてあります。

小林職務代理

県が不登校に対してフリースクールを勧めていますが、効果はあると思いますか。

塚田指導主事

フリースクールの中で、居場所型、学習支援型でやっているところは、学校復帰あるいは社会復帰に向けての前々のステップとしては非常に有効だと思います。最終的に社会的自立をするためには通り抜けなければいけない関門がいくつかありますので、その関門に向かうためのエネルギーが必要になってくることがあります。経済的に難しいご家庭があったり、ご家庭それぞれの考えがあったりしますので、チャンスがあればそのようなところをお勧めして、少し迂回ルートになりますが最終的には社会的自立へもっていくというのが1つの手だと思います。

山口教育長

続きまして、イ いじめについて、説明を求めます。

岡澤指導主事

イ いじめについて、説明します。（個人が特定される情報は非公開）

6月分について各学校から丁寧に報告がきています。新規事案ですが、集団によるいじめが連続して起きたということで、集団から集団で、個々から個々ではないので、学校として少し丁寧にやっていかなければいけないことだと思います。学級ではなく理科室等の違う教室で発生するような事案も出てきているので、担任の先生はこのような事案について、専科の先生が空き時間にこのような状況を把握できるかというのを知らなければいけないと感じます。また、厳しい差別用語を使った事案もありました。差別用語を使ってはいけないという指導だけで終わらず、その言葉がどのような意味を持っていて、なぜ使ってはいけないのかを理解できるように指導していくことが大事だと思っています。他にも、授業評価をきっかけに発生した事案があり、授業評価は担任の先生にある程度お任せしているものですが、実際にどのような評価が問題になっているかを学校全体でも把握していかなければいけないと感じました。授業評価をする際にどのようなことが大事かということに繋がっていくのではないかと思います。

宮下指導主事

丁寧な報告から、お伝えしたことが特に教頭先生方のところにきちんと伝わったと思いましたし、初期対応が大事だということも伝わってくるので、このように丁寧に対応いただけることはありがたいと思っています。このような訴えが多くなったことに対して、こちらが少し引いてしまうと、事案が出てこない方がいいというムードになってしまい、その方が怖いです。これだけ事案が出てくるということは、健全にセンサーが反応していると捉えて、報告にあったように差別用語が出た瞬間にどのように対応するかというところを全員で感覚を鋭くすることが大事だと思います。

山口教育長

続きまして、(3) 報告に移ります。ア 教育委員会から報告をお願いします。

小林学校教育係長

(7) 教育委員会評価の進捗状況について、報告します。

教育委員会評価について説明します。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和7年度における東御市教育委員会の事務管理及び執行状況の点検及び評価について報告する内容になります。法律第26条の中では、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこととなっています。また、その結果に関する報告書を作成して議会に提出し、さらに、ホームページで公表を行います。報告書の作成にあたっては、教育に関して学識経験を有する方にその内容を見ていただき意見をいただきます。実施の対象及び方法ですが、まず、点検・評価の対象について、「第3期東御市教育基本計画」に記載されている事業・施策について、関係部署から令和7年度の実績報告を上げていただいています。続いて、その報告された内容に対し

で各区分に従って判定し、評価を行っています。こちらで作成した内容を学識経験者の方に見ていただき、意見をいただくようになります。昨年度、学識経験者3名に意見をいただきましたが、そのうち寺島先生からは辞退の申し出がありましたので、元長野県立歴史館文献史料課長兼主任指導主事の児玉先生に新たにお願いしました。牛山先生、上原先生は継続となります。

「第3期東御市教育基本計画」から基本目標、施策、現状と課題、施策の方向性を抜粋し、その内容について各課で実績・成果をまとめたものは、資料のとおりです。項目評価について、昨年度は基本目標ごとでしたが、昨年度学識経験者の方から、基本目標の範囲が広すぎるという意見をいただきましたので、今年度は基本目標の中の施策の範囲で評価を行っています。現在、学識経験者3名の方に内容の確認をお願いしている状況です。

小林職務代理

評価に対して意見をもらうということは、その後のアクションが必要だと思います。

土屋教育課長

例年、学識経験を有する方に評価報告書の説明を行い、1～2週間後にこれに対してご意見をいただきます。いただいたご意見をまとめ、最終ページに添付して公表するという流れです。基本的には、教育委員会の事務管理等について評価を行い、議会への報告と市民の皆さんに公表することが法律の趣旨になっています。

山口教育長

続きまして、イ 教育課の報告をお願いします。

田中指導主事

(7)就学に際して特別な配慮が必要と思われる幼児の就学前相談について、報告します。

6～7月に、長野大学教授、CWとともに、市内公立園5園及び私立園3園に出向いて、年長児行動観察を実施しました。これを受け、園から保護者にも働きかけていただき、相談の申込を受けて、来年度の小学校就学に向けての就学前相談を実施します。日程は資料のとおりですが、今後、変更・追加もあり得ます。この相談には、CW、指導主事、保護者のほかに、園の先生、小学校の先生も参加し、小学校での学びの場などについて話し合い、必要な場合は、2学期以降に東御市教育支援委員会でのエントリーと学びの場の判断に繋がります。また、資料に「見え方」、「ことば（吃音等）」とありますが、見え方については、長野盲学校の教育相談担当に来ていただき、相談を行う予定です。見え方、ことばともにニーズは昨年度より多くなっています。現場で見ていると、眼鏡をかけている子が多数いますが、そのような子の見え方が心配だという見立てもあります。

今年度は、現時点で45名程度を予定しており、おおむね毎年同様の件数の相談が続いています。

宮下指導主事

(イ)夏期休業中の学校閉庁日の実施について、報告します。

学校閉庁日は、8月7日から16日までの10日間となっています。閉庁時の対応等につきましては、各学校から保護者宛てに通知しています。ちなみに、冬期休業中の学校閉庁日は、12月26日から1月4日までの10日間です。

所学校施設係長

(ウ)令和8年度食育の推進について、報告します。

今年度は3事業ほどを予定しています。まず、1つ目のアスリート食事体験につきましては、引き続き行っていきたいと考えています。2つ目の地場産物を活用した地域愛を育む食事については、新規事業になりますが、信州味の里とうみ、とうみ食堂、農林課、教育課で進めており、地場産物を使用した給食メニューをとうみ食堂に考案いただき、提供していきたいと考えています。3つ目の地元農産物に関する食育につきましては、今年度も上田農業農村支援センターから東御市でこの事業を行いたいということで、和小学校を対象として、地元のりんごの提供や地元農業者による授業を予定しています。

山口教育長

続きまして、ウ 保育課の報告をお願いします。

大塚保育係長

(ア)公立保育所の副食費改定の検討状況について、報告します。

まず、副食費の基本的な考え方ですが、「副食費」という言葉が保育行政における制度上の言葉として表面化してきたのは、3歳以上児を対象とした幼児教育・保育の無償化が開始された令和元年度になります。無償化前は、給食提供に要する食材料費は保育料の一部として保護者負担となっていました。無償化後は、食材料費に相当する部分が保育料から切り離され、実費徴収を原則として保護者に負担を求めるものとされました。これは、保育所等を利用しない非利用世帯との公平性の観点によるもので、食材料費は家庭で保育する場合も発生する費用のため、無償化後もこの部分については保護者負担とすることが望ましいものとして整理されています。

副食費の設定方法ですが、国の通知で示されており、公定価格を目安に、実際に給食提供に要した食材料費を勘案して各施設が定めることとされています。副食費の公定価格については、近年の物価上昇を受け、令和5年度に初めて4,500円から4,700円に改定され、以降毎年改定が行われており、現在は5,100円になっています。それに対して、本市の公立保育園の副食費は4,500円に据え置いたままとなっています。また、市内私立園の副食費も示しましたが、公立保育園との格差が拡大してきている状況にあります。

続きまして、公立保育園の副食提供に要する食材料費の推移ですが、近年の物価上昇に

より、1人当たりの食材料費は上昇傾向にあります。令和7年度には1月当たり5,220円まで上がっています。このような状況を踏まえた上で、今後の副食費のあり方について、栄養バランスのほか地産地消の観点を重視した質の高い給食を提供するためには、保護者にご負担いただく副食費だけでは食材料費すべてを賄えないため、賄えない部分については市の財政負担とします。しかし、急激な物価上昇により、これ以上の市の財政負担が厳しい状況にあるほか、市内私立園との均衡を図ることや、非利用世帯との公平性の観点から、国が示す公定価格に近づけていく見直しが必要と考えています。ただし、公定価格との差が600円まで開いておりますので、段階的に改定を行いたいと考えています。

改定に向けたスケジュールですが、今月下旬の子育て支援審議会で本件について諮問させていただき、その結果を踏まえて副食費を定める規則の改定を行います。そして、来年1月から保護者の皆様への周知を行い、来年度から改定後の金額でご負担をお願いしていきたいと考えています。また、本市では少子化対策及び低所得世帯の負担軽減を図るため、資料のとおり副食費の軽減策を実施していますが、これについては副食費改定後も引き続き実施していきます。

春原保育課長

(イ)お盆期間中の保育について、報告します。

公立保育園では、8月13日、14日の2日間は保育を必要とする保護者が少なくなるため、田中保育園に集約して保育を行います。他の保育園では実施しません。

山口教育長

続きまして、エ 文化・スポーツ振興課の報告をお願いします。

小暮文化振興係主査

(7)令和8年度第1回東御市文化財保護審議会審議の開催について、報告します。

東御市文化財保護審議会は、東御市文化財保護条例第40条により設置されており、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に審議するものとされています。また、東御市教育長に対する事務委任規則第2条第11項により、委嘱を受けています。今回の文化財保護審議会では、報告事項を4点予定しています。なお、諮問・審議事項にあります3点につきましては、精査した結果、日常の管理行為であり、議論の余地もない対応となっているため、報告事項として整理させていただきますので、ご承知いただければと思います。

内容について簡単にご説明いたします。1つ目の県有形民俗文化財西宮の歌舞伎舞台雨水対策事業については、西宮の歌舞伎舞台がありますが、令和10年に舞台の公演を予定しています。7年振りの公演を行うにあたり、現在傷んでいる舞台を県の補助事業(2/3補助)を使って実施するものになります。続いて、国史跡成立石器時代住居跡指定範囲について、

こちらは戦前に国指定された文化財ですが、戦後の農地解放により分筆がかかっていました。この状況が調書や必要な資料に適切に反映されていないので、こちらを適切に反映させるための報告になっています。続きまして、市有形文化財櫻井神社彫刻の保護及び公開方法について、滋野駅の北方にある櫻井神社の彫刻が市指定文化財になっていますが、この彫刻を保護している板が老朽化しましたので、それを更新する事業になっています。これにより、中の彫刻を区民の皆さんがご覧になることができますので、周知も図ることができます。最後に、市天然記念物滋野（片羽）稻荷神社の皂莢剪定についてですが、旧滋野児童館跡地の近くにある稲荷神社の市指定天然記念物である皂莢という木の剪定になります。老木になっており、神社に木がかかってきています。土壌改良と剪定を行うことによって、天然記念物の保存を図る事業になっています。

山口教育長

続きまして、オ 人権同和政策課の報告をお願いします。

池田人権同和政策係長

（ア）「東御市の人権同和教育」（冊子）について、報告します。

毎年作成しておりますが、学校人権同和教育の基本方針や方策等をまとめた冊子になります。また、今年度、東御市人権施策の基本方針・基本計画について第４回の改定を行い、こちらをもとに事業を進めているところですが、その体系図についても掲載しています。今年度の保育園、小学校、中学校における人権同和教育の実施計画について、どのようなことを各学年、各年齢に合わせて行っているか、また、児童生徒だけでなく先生方に対する学びの内容についても載っていますので、またご確認いただければと思います。

山口教育長

それでは、７月度定例教育委員会を閉会します。